

令和6年度

定期監査・行政監査
財政援助団体等に対する監査
結果報告書

羽島市監査委員

定期監査報告（地方自治法第199条第4項）

1. 監査期間

令和6年5月～7月

2. 監査範囲

令和5年度執行分

財務事務、その他事務の執行状況、補助金関係事務

3. 監査実施日と実施対象

実 施 日	実 施 対 象
令和6年5月30日	公営企業会計（市民病院）公営企業会計（水道事業、下水道事業）
令和6年6月25日	監査委員事務局、会計課、危機管理課
令和6年6月27日	総務課、職員課、管財課
令和6年7月1日	財務課、スポーツ推進課、市民協働課（地域支援室含む）、生涯学習課
令和6年7月2日	図書館、総合政策課、市民課、保険年金課
令和6年7月4日	税務課・収納課、生活安全課、環境プラント、生活環境課
令和6年7月5日	環境事業課、市民総合相談室、高齢福祉課
令和6年7月8日	福祉課（新型コロナウイルス生活支援室含む）、新型コロナワクチン対策室、子育て・健幸課（子ども家庭センター含む）
令和6年7月9日	農業委員会、農政課、商工観光課、議会総務課

令和6年7月11日	都市計画課、土木管理課、消防本部、秘書広報課
令和6年7月12日	西部幼稚園、学校教育課（教育支援センター含む）、学校給食センター、教育政策課

4. 監査の主眼と方法

各事務事業が適切に執行され、予算の執行についても経済的、効率的及び効果的に処理されているかという点を主眼に置いて監査を実施した。

監査方法については、各所属にあらかじめ提出を求めた監査資料に基づき所属長等から説明を受けた後、事務事業の実施状況及び予算の執行状況等を聴取するとともに、関係書類、諸帳簿等の調査を行う方法により実施した。

また、購入した備品について、現物と備品台帳の突合確認を行うとともに、前回監査時における指導事項の処置状況や改善状況についての確認を行った。

5. 監査の結果及び意見等

事務事業の執行状況及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されていることが認められた。

軽易な注意事項等については、指示及び指導を行い、その後の改善及び検討を求めた。

特に重要な指摘事項はなく、今後の要望事項を依頼した。内容は次の「令和6年度 定期監査等の実施結果」のとおりである。

令和6年度 定期監査等の実施結果

・各課への実施結果

所属名	監 査 委 員 の 意 見
全庁	令和4年度に交渉履歴を記載するよう改正された設計金額積算根拠調書が運用されていることを確認した。今後も継続し、より適切に運用されることを要望する。

財政援助団体等に対する監査報告 (地方自治法第199条第7項)

1. 監査期間

令和6年6月～7月

2. 監査範囲

令和5年度執行分

3. 監査実施日と実施対象

定期監査と同時期

111件の補助・交付事業

4. 監査の主眼と方法

財政援助等に係る事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているか、所管部署等に対して、指導監督が適正に行われているか当該財政的援助等の目的に沿って行われているか等に着眼し、補助金等交付団体の要綱及び決算書等の確認を実施した。

5. 監査の結果及び意見等

おおむね財政援助団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていることが認められた。

軽易な注意事項等については、指示及び指導を行い、その後の改善及び検討を求めた。

特に重要な事項は、なかった。

行政監査報告（地方自治法第 199 条第 2 項）

1. 監査のテーマ

公金等の管理状況

2. 監査期間

令和 6 年 7 月～令和 7 年 2 月

3. 監査目的

公金等の紛失のリスクに対し、その管理状況を確認

4. 監査方法

次の 2 項目について、監査委員の指示に基づき、事務局職員が該当所属を訪問し、直接確認を行った。

- ① つり銭等、手持ち現金を所有する一部所属において、その残高と保管状況を確認
- ② 切手等（現金以外）の管理状況について、現物と台帳（受払簿等）を突合し確認

5. 監査の結果及び意見

該当するすべての所属において、金庫、つり銭、切手等は適正に保管、管理されていることが認められた。